

富山県主要農作物種子生産条例の概要について

農 産 食 品 課

主要農作物種子法が平成 29 年度限りで廃止されましたが、全国一の種もみ出荷県として、引き続き県内の種子生産者が安心して種子を生産し、県内産の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び流通が図られるよう、富山県主要農作物種子生産条例を制定しました。

(公布：平成 30 年 9 月 28 日、施行：平成 31 年 1 月 1 日)

1 目的

県内外に流通する本県で生産される主要農作物（稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）の種子に関し、生産、供給その他必要な事項を定めることにより、本県の主要農作物の種子の品質の確保並びに優良な種子の安定的な生産及び流通に寄与することを目的とする。

2 条例の主なポイント

(1) 基本的な考え方

旧種子法に定めていた県の業務は、これまでどおり実施することを基本として条例を制定。

(2) 県の役割

- ①種子計画の策定（種子の需給見通しなど）、指定種子生産団体（種子協会、種子場農協）の指定（§ 2～4）
- ②指定種子生産ほ場の指定とほ場審査及び生産物審査の実施、審査証明書の発行（§ 5、6）
- ③指定種子生産者への情報提供、助言・指導（§ 7）
- ④原種及び原原種の生産、原種をクリーンな状態で供給するための施設の設置、優良な品種を決定するための試験（§ 8、9）
- ⑤指定種子生産者以外の民間事業者に対する助言・指導（§ 10）

(3) 本県条例の特色

- ①**全国一の種もみ出荷県として、県外への流通を意識した条例**
 - 目的：県内外に流通する本県で生産される主要農作物の種子（§ 1）
 - 種子計画の策定：県内外の市場における本県の主要農作物の需給の動向を考慮（§ 2）
- ②**優良な種子の品質を確保・保証するための審査証明書の交付**
 - ほ場審査及び生産物審査の実施と審査証明書の交付（§ 6）
- ③**品質の確保や生産性を高めるために原種のクリーニング施設を設置**
 - 他県や民間等が育成した原種のクリーニングを行う施設を設置し、種子生産者に異茎株や病原菌の発生の少ない原種を供給し、抜き取り作業等の軽減を図る（§ 8）